

スマホアプリ等を活用した地球温暖化対策行動促進事業 企画提案募集要領

1 目的

本業務は、「パリ協定」や国の「地球温暖化対策計画」、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等を踏まえ、家庭部門及び業務部門の二酸化炭素排出量の削減を図るため、県民が楽しみながら環境配慮行動に取り組めるスマホアプリ事業の展開や省エネキャンペーンの実施により、地域からの地球温暖化対策に関する気運の醸成と取組を推進することを目的とする。

2 委託業務名

スマホアプリ等を活用した地球温暖化対策行動促進事業

3 募集業務の内容

別紙仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

5 事業費（委託上限費）

金 8,072,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 企画提案に応募できる要件資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定により物品調達等に係る競争入札参加登録者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (7) 上記（1）から（6）までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記（1）から（6）までを満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

7 企画提案事項

(1) 環境配慮行動促進アプリの運用に関すること

- イ エコアクションメニューについて（具体的なエコアクションの内容）
- ロ インセンティブの内容について
- ハ 掲示物等に関すること（ポスターやチラシ、二次元コードステッカー等の内容）
- ニ 広報活動の具体的な内容
- ホ セキュリティ対策及び障害発生時の体制に関すること
- ヘ SLA（サービスレベル・アグリーメント）の評価指標及び目標値に関すること

(2) 省エネチャレンジキャンペーンの企画・運営に関すること

(3) 包括的事項

- イ 事業実施体制、運営方法、事業経費配分について
- ロ 個人情報保護体制について
- ハ 実施スケジュールについて

8 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案参加申込書、企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 参加申込

企画提案への参加に当たっては、予め次により参加申込を行うこと。

イ 提出期限

令和2年6月26日（金）午後4時 必着

ロ 提出方法

郵送又は持参

ハ 提出先

宮城県環境生活部環境政策課温暖化対策班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階北側

ニ 提出書類

（イ）企画提案参加申込書（様式第1号）：1部

（ロ）企画提案応募に係る宣誓書（様式第2号）：1部

※ 共同提案により参加する場合は、全ての共同提案事業者が様式第2号を提出すること。

(2) 企画提案書等

イ 提出期限

令和2年7月3日（金）午後4時 必着

ロ 提出方法

郵送又は持参

ハ 提出先

宮城県環境生活部環境政策課温暖化対策班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階北側

ニ 提出書類

- (イ) スマホアプリ等を活用した地球温暖化対策行動促進事業企画提案書（任意様式）：5部
※ A4両面、ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。
- (ロ) 事業経費見積書（任意様式）：5部
※ 仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載した事業経費見積書を添付すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。
- (ハ) 業務遂行体制図（任意様式）：5部
- (ニ) 業務工程表（任意様式）：5部
- (ホ) 業務実績の分かる書類（任意様式）：5部

(3) 質問

質問がある場合は、次のとおりスマホアプリ等を活用した地球温暖化対策行動促進事業質問書（様式第3号）を提出すること。電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

イ 質問受付期間

令和2年6月8日（月）から同年6月15日（月）正午まで

ロ 提出方法

電子メール

ハ 提出先

宮城県環境生活部環境政策課温暖化対策班

電子メール：kankyoe@pref.miyagi.lg.jp

ニ 回答方法

質問に対する回答は、令和2年6月19日（金）午後5時までに県環境政策課ホームページに掲載する。回答は、質問者の名を伏せた上で当該ホームページに掲載するので、参加申込者は必ず全ての質問とその回答を確認すること。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。ただし、企画提案書等の作成及び提出のために必要なものではないと判断した場合には、回答しないものとする。

(4) 留意事項

- イ 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- ロ 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。
 - (イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
 - (ロ) 本要領等の規定に従っていない場合
 - (ハ) 下記9のプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - (ニ) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
 - (ホ) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得ることを目的として提案を行った場合
 - (ヘ) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第9

4条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

ハ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

ニ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

9 審査方法

県は、企画提案者の中から本業務の受託者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、企画提案者によるプレゼンテーション及び選定委員による審査を実施する。

審査は、事前に提出された企画提案書と提案者によるプレゼンテーションを基に、あらかじめ定めた審査基準により審査を行い、各委員の評価点の平均が満点の6割以上の事業提案者の中から、評価点の合計が最高の提案者と、各委員の評価点の順位の合計が最小の提案者が一致する場合、当該提案者を委託予定者として選定する。評価点の合計が最高の提案者と、評価点の順位の合計が最小の提案者が異なる場合、又は同点の提案者が複数いる場合は、委員間の協議により、委託予定者を選定する。

なお、提案者が6者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書類審査）を実施し、上位6者を選定する。

(1) 開催日時 令和2年7月上旬～7月中旬

(2) 開催場所 宮城県庁内会議室

(3) 企画提案者によるプレゼンテーション

イ プレゼンテーションへの出席者は、事業者毎にそれぞれ3名以内とする。

ロ 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション約20分、選定委員との質疑応答約10分とし、県が後日指定する時間割により事業者毎に個別に行うものとする。

(4) 審査内容

審査項目、配点（合計100点）及び審査の視点は、次のとおりとする。

審査項目	配点	審査の視点
環境配慮行動促進アプリケーションの運用	40点	イ 本業務の目的や内容、本県の状況を適切に把握・理解し、事業の案件を満たしているか。 ロ 提案内容は具体的で実現性があるか。 ハ 県民を引きつける魅力的で多くの参加者を獲得できる企画・手法が提案されているか。（使いやすさ・インセンティブ等）
省エネチャレンジキャンペーンの企画・運営	40点	イ 県民に十分に広報できる企画・手法であるか。 ロ 一般県民を惹きつける魅力的並びに宮城県の振興及び省エネに関する景品が選定されているか。 ハ 多くの参加者を獲得できる企画・手法であるか。
包括的事項	20点	イ 事業実施体制、運営方法、経費配分及び事業の効率性は適切か。 ロ 個人情報保護体制は整備されているか。 ハ 実施スケジュールは計画的で適切か。 ニ 事業内容に見合った見積額となっているか。

(5) 選定結果の発表

選定結果については、後日、環境政策課ホームページに掲載する。

また、プレゼンテーション審査の終了後、全ての提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、選定された業務受託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

10 スケジュール（予定を含む。）

(1) 企画提案募集及び質問受付開始	令和2年6月8日（月）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和2年6月15日（月）
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和2年6月19日（金）
(4) 企画提案への参加申込期限	令和2年6月26日（金）
(5) 企画提案書の提出期限	令和2年7月3日（金）
(6) 企画提案選定委員会の開催	令和2年7月上旬
(7) 選定結果通知	令和2年7月中旬
(8) 契約締結	令和2年7月中旬

11 問い合わせ先

宮城県環境生活部環境政策課温暖化対策班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階北側

TEL 022-211-2661

FAX 022-211-2669